

## 第6回 逗子海水浴場の運営に関する検討会 概要

日時：令和8年3月27日（金）

15時00分～17時00分

場所：逗子市役所5階 第2・3会議室

### 出席者

[メンバー] 田中 美乃里、山口 学、菊井 健一、黒田 尚弘、菊池 俊一、  
山上 寿美、勝田 康司（菊池 千春代理）、横山 奈緒子、  
歌代 光雄（高松 智一代理）、岡田 和夫、若菜 克己、  
福井 八洲雄、岩佐 正朗（順不同、敬称略）

[オブザーバー] 逗子警察署地域課、横須賀三浦地域県政総合センター企画調整課

[事務局] 逗子市市民協働部経済観光課、

課長 黒羽 秀昌、副主幹 稲井 麻美、専任主査 市川 大輔、  
主事 宮上 敦久、主事補 橋口 直樹

### 欠席者

[メンバー] 飯野 幸、來島 政史、瀬田 敦子、小沢 栄介

[オブザーバー] 鎌倉保健福祉事務所環境衛生課、横須賀土木事務所許認可指導課、  
公益財団法人かながわ海岸美化財団

### 会議公開の可否

可

### 傍聴者

1名

### 会議次第

1. 開会
2. 議題
  - (1) 令和8年度の逗子海水浴場ルールについて
  - (2) その他
3. その他

## 配布資料

- 資料 1. 2026 年度（令和 8 年度）逗子海水浴場事業者・利用者ルール（案）
- 資料 2. 2026 年度（令和 8 年度）逗子海水浴場事業者・利用者ルール新旧対照表（案）
- 資料 3. 令和 7 年度逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書の項目について
- 資料 4. 逗子海水浴場の運営に関する検討会スケジュール案

## 1 開会

- ・事務局より、検討会は傍聴できることについて説明を行った。
- ・事務局より、マスコミが冒頭のみ撮影することの説明を行った。
- ・事務局より、メンバーの出欠確認を行った。
- ・事務局より、配布資料の確認を行った。
- ・事務局より、本日の会議の趣旨説明を行った。

令和8年度「逗子海水浴場事業者・利用者ルール（案）」について、検討・協議をしていただきたい。海水浴場開設時期の関係上、4月下旬にルール最終案を検討・協議していただくことを予定してる。

## 2 議題

### (1) 令和8年度逗子海水浴場のルールについて

- ・事務局より、令和8年度逗子海水浴場事業者・利用者ルール（案）について説明を行った。
- ・事務局より、令和7年度逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書の項目について説明を行った。
- ・逗子海岸営業協同組合より、要望書の説明を行った。
  - 海の家営業時間についての試行が外れた時には、マナーアップ警備にかかる費用負担は市にお願いをしていた。しかし、理事会で営業時間延長分は組合が持つべきということになった。
  - 試行が実施されたこの2年間、大きな問題はなく、分散帰宅の効果もみられた。市民メンバーからも全日21時でいいという意見もあった。それらを踏まえて組合は、海の日3連休以降毎日の営業時間21時までを提案する。
- ・新宿自治会より、要望書の説明を行った。
  - 2、3月の理事会で議論がなされ、市に要望書を提出すべきとなり今回提出をした。
  - 理事会での議論は、営業時間と音楽イベントについて活発になされ、「音楽イベントを行う管理体制が整っていないので実施すべきではない。」「営業時間延長分の費用を市が負担する際に費用対効果はどうなるのかを明示してほしい。」と要望があった。
  - 加えて、海の家テラス席についても、昨年一部目隠しの対応がなされ、検証した結果、自治会が求めたところまでの成果が見られず、このままではまずいとなった。それを踏まえて、逗子市独自のガイドラインを作成することを求める。
- ・議論に入る前に逗子海岸営業協同組合より意見があった。
  - 過去に市が緊急財政対策が必要な事態に陥り、海水浴場の予算が削られた。それから一部の開設に伴う費用負担を海岸組合がしていることを検討会メンバーは把握しているのか。毎年500万円ほど負担しており、今回さらに営業時間延長分の警備費用を負担する。

・各項目ごとに議論があった。

I 基本事項 3 海岸占用・海水浴場開設期間等 (1) 海水浴場開設期間

- 意見なし。

IV 海の家営業に関するルール 1 営業に関する注意事項及びルール (2) 営業時間

- 市の説明で費用対効果の高い日を 21 時閉店とするとあったが、費用はいくらで効果が何なのか説明してほしい。

⇒費用については、現行の案通りに営業時間を 1 時間延長した場合、マナーアップ警備費が約 64 万円増加する。効果については、試行を令和 6・7 年度と 2 年間やってきたが、それぞれの年度で 5,000 人弱の利用があった。その内、土日祝日については約半数が市民の人の利用があるというアンケートがとれている。

- どうして土日祝日にしたのか説明してほしい。

⇒利用者数が土日祝日の方が平日の倍程度であるので、土日祝日のニーズの高いところでコストパフォーマンスが期待でき、分散効果もより期待できるため効果が高いと考えている。

- 64 万円は何日分なのか。

⇒22 日分である。

- 5,000 人弱の利用があつて、そのうちの半数が市民であると 2 年間を合わせたかのような言い方をしていたが、もう一度説明してほしい。

⇒令和 7 年度は 8 月 1 日から 17 日まで営業時間を延長し、4,894 人の利用があつた。令和 6 年度は 4,930 人の利用があつた。

- 「費用対効果」の言葉の使い方に違和感があり、近隣住民としてはたくさん来てほしくない。これまで行政は営業時間を延長したからといって逗子市の財政が潤うわけではないと説明していた。いつからそんな効果を狙うようになったのか分からない。コストパフォーマンスという言葉を使っているが、どんな効果が上がっているのかも分からない。何度も言うが、近隣住民からしたら来場者は増えてほしくない。鎌倉市などはオーバーツーリズムで迷惑をしている。いつから費用対効果を考えるようになったか改めて説明してほしい。

⇒コストパフォーマンスという言葉の使い方に問題があるかもしれない。効果の部分については、営業時間を 21 時まで延長した時に分散帰宅の効果が見られたということで、営業時間を延ばすことの効果があると考えている。

- うるさかったところが静かになったという効果があることは理解できた。

- 感覚的なことと言わないでほしい。効果とか言うなら数字で示さないと分からない。営業時間についてこだわりはなかったが、市がはっきり回答できないのであれば変更しないでもいいのではないか。

- 実際に営業をしていて思うことは、土日は元々利用者が多い。市民の利用は年々平日

が増えている。市民の方が夕方に海に来て 21 時まで営業しているために 21 時まで残る日は平日も増えていると思う。それが定着しつつあるから、逗子は 21 時までやっているのだということに来てくれている方もいる。そのため、土日だけに限定すべきではないと思う。

- 試行的取組を始めたのは、気候状況が変わってきて夕涼みのニーズが高まり遅くから利用する方が増えてきた中で、どうやってそういう人を吸収して海水浴場を運営していこうかということを検証するために 21 時まで営業とした。
- 一市民として、実際に逗子海岸の近くに住んでいる方で嫌な思いをされている方がいるのも分かるが、本当に全員が営業時間延長に反対なのか疑問に思う。私の友人でいいねと言う方もいる。私は駅の近くに住んでいるが、人が多く来て嫌だと思ったことはない。一貫して発言しているが、一市民として海の家が長く営業している方が良い。定性の部分でそのような市民の声があることを理解してほしい。
- 新宿自治会から、市長宛に要望書を提出したということだが、この検討会で話し合っただけでは自治会の要望として不足するために団体として市長に要望書を提出するのではないのか。自治会から直接市長に要望を提出するのであれば、私も市民として市長に意見を言えば良くて検討会に参加しなくていい。
- 直接的に一番影響を受けているのが新宿自治会であり、検討会で意見しているだけでは新宿の住民の理解を得ることはできない。そこで言及したく提出した。
- 順番の話で、検討会での議論と市長に要望する順番が違うのではないか。
- 2 月に市長に検討会としての報告書を提出して、そこには新宿自治会としての思いや意見を盛り込んであるが、検討会の中の一部の意見であり、新宿自治会としてはこういう意見だということに要望書として報告書の後に市長に出されたという順番かなという理解で受け取りたいと思う。
- 団体あるいは市民が市に要望書を出すことはそれぞれであっていいことだと思う。受け取る市の方での扱いとして検討会から出てきてもの、団体から出てきたもの、市民から出てきたものと、背景を汲んだ上で取り扱っていると思うため、決して検討会での議論が無駄になることはない。
- 一委員として、市民が気軽に来れる曜日・時間を重視したい。平日の時間延長も仕事が終わってから出かけることができる。私の意見と言うよりかは私の周りから聞いている意見として発言をした。ただ、この 22 日間で 64 万円かかるので費用負担のバランスをとって考えてほしい。
- 時間延長分の費用は組合が負担する。
- 土日祝日が営業時間延長となった場合の 22 日分も組合が全額負担するのか。
- 市が提案した土日祝日のみとなっても、組合が提案した日程となっても延長分は組合が全額負担する。
- 自治会として大多数が営業時間延長に反対であることを表明する。

- ルールを厳しく改定しているから、土日祝日の営業時間を 21 時にしてもいいかなと思っていましたが、新宿自治会がそこまで反対するのであれば青少年育成推進の会としても営業時間を 20 時にしてほしい。

#### IV海の家営業に関するルール 1 営業に関する注意事項及びルール (5) イベント

- イベントの中止の記載について、「全ての海の家音楽イベントを中止する。」と記載した方が分かりやすいのではないか。

⇒追記する。

- 音楽イベントのうち所謂ライブイベントを伴わないものとはどんなものなのか。

⇒ダンスなど BGM として音楽を使用するものは許可するという考えでいる。

- 音楽自体を鑑賞するのではなく、ダンスを鑑賞しているところに音楽がかかっている音楽イベントであるということだと思ふ。
- 発表会など、グループが来て舞台上で踊るのを鑑賞するのはいいが、BGM を流して踊るのはいけないということか。

⇒ダンスであればダンスを見ることが主目的になるので条件はクリアできると思うが、ダンスだけを想定してこのルール案にしているわけではなく、問題があった所謂ライブ形式のイベントを除外した上でそれ以外のものができるようにという考えでいる。もしかしたら今まで実施がなかったイベントの申請の可能性はあると考えている。ダンスイベントもそうだが、ダンスであれば何でもいいわけではないので、それは申請をいただいて個別に内容を審査したい。

- 昨年だと劇や落語などがあてはまる。
- 弾き語り、楽器で演奏をするものはどうなるのか。

⇒「演奏及び歌唱を行わないこと。」と記述があるので、今のルール案ではできない。

- ギターの弾き語りはどうなのか。

⇒できないことになる。「演奏及び歌唱を行わないこと。」の記載であると両方を兼ねるものがないという解釈にもなるため、「演奏又は歌唱を行わないこと。」という記載が正しい。

- どんなものができるのか。
- これまでにあったものだと、ダンスの発表会や落語などではないか。
- 試行的イベントであるため、一件ごとに市が審査する。
- この文章では、なんでもできそうに見える。
- できないものがあると読み取れる。よくこれだけまとめたなと思う。
- 書き方以外にルールの内容が甘い、厳しいなどの意見はあるか。
- 昨年ライブ形式のイベントの課題が浮き彫りになり、課題が克服できないから来年度はライブ形式のイベントはできないものだと解釈している。今後精査していき、組織、ルール作り等ができた上で皆さんに提案できればと思う。

- 昨年「はなれ」のルール違反があった。弾き語りでの申請で、日中での開催だったと思うが実際にうるさかったのか。
- 弾き語りで申請していたのに、実際はラップをやっていた。実際に見ていたが、その場では注意せずに検討会で問題提起するために記録をしている。
- そんなに音量に関して違反があったのか。
- この件は音量の話ではない。決められたルールを守らなかったことが問題である。平成26年にもルールを曖昧にしたことで、あれはいいや、これもいいやの結果、事件が起きた。そのため、ルール違反に対する行為から判断して営業停止の処分を下された。
- もう一つ昨年問題になったのが、管理体制がきちんと整っていないことも挙げられていた。それについては、誰が交代でチェックをしても、同様な対応ができるようにチェック項目をリスト化してマニュアルを作ったということで市に対応いただいた。
- 大まかな方向性としては記載を分かりやすくすること、内容はこの方向でコミットしてもいいかなと思う。

#### V 逗子海岸営業協同組合の事務局体制と業務 3 違反行為に対する処分(1) 注意・指摘

- 海の家チェックリスト内、水上オートバイ操縦者への酒の提供について、「水上オートバイ操縦者であることの確認を怠り、水上オートバイ操縦者に酒を提供している」と記載されているが、「水上オートバイ操縦者であることの確認を怠る」、「水上オートバイ操縦者に酒を提供をしている」に分けて記載してほしい。去年、水上オートバイの確認に行ったときに、海の家ではライフジャケットと脱げと言っていたのを目撃した。また、逗子の海の家では飲酒ができるとオーナーに言われているという発言を耳にした。

⇒水上オートバイ操縦者であるかを確認せずに酒を提供することはあるかと思うが、確認して、操縦者と知りながら提供する人はいないと思う。そのため、確認を怠ることが悪いと考える。分けて記載したときに、確認をしたけれど、客が虚偽申告をすることがある。その時に海の家を処罰することは厳しいと考える。

- そうであれば、「水上オートバイ操縦者であることの確認を怠る」だけの記載でいいのではないか。私はお酒を飲むことが悪いと思っていたが、市がそのように説明をするのであれば、「確認を怠る」でもいいのかと思う。私としては分けたほうが分かりやすい。水上オートバイ操縦者への酒の提供が確認され、海を家の従業員が水上オートバイ操縦者でないことを確認した上で提供していたのであれば、情状酌量にすればいいと思う。海岸東端のスピーカーでお酒の提供はできないと去年から放送しており、実際に水上オートバイから降りて歩いてきた人たちに対してもお酒は駄目ですよと声をかけているが、海の家では声かけをしていない。
- でもやはり酒を提供することはダメだと思う。

- ライフジャケットを着ていなくても、持ち物等で水上オートバイ関係者だとわかる。
  - 見た感じでわかるけれど、わからない人もいる。絶対に水上オートバイ操縦者と断言できるとまでは言えない。
  - 判断に迷った際は確認をすればいい。
  - おっしゃる通り確認すればいいと思う。ただ、その時に相手が「操縦者です」と回答するかどうかは別の話であり、あとは店に張り紙をするしかないと思う。
  - 店内にも書いてはいる。
  - 海の家だけではなく、まるわ食堂でも同じようなことは起きている。根本はボートを海岸に置けることが問題で、ボートを置いてコンビニもいける。
  - 書き方の部分は、確認を怠ったにするか。
  - わかりやすいのは分けた方だと思う。
  - 両方あった方がいい。水上オートバイ操縦者に飲ませてはいけませんと記載しておくべき。
  - 運用で情状酌量の余地を含ませるのかになるかと思う。
  - 明らかに隙をついてやっている海の家はわかる。水上オートバイ操縦者に酒を提供してはいけないと書いてくれれば抑止力になる。
  - 水上オートバイ操縦者に酒を提供してはいけないと書いて、救済処置をとれるように書いておいた方がいい。
  - 救済措置を記載したら海を家の従業員は嘘をつく。水上オートバイ操縦者は酒が飲めなかったら来ない。
- ⇒皆さまからの意見承った。そのうえで一点確認したい。記載の仕方を分けると、全ての客に「水上オートバイを運転しますか」と聞かないといけないとも文面からとれるが、そういった意図ではないという理解で間違いはないか。
- そうではなく、扱いは未成年に対する年齢確認と同じで、疑わしいときに確認をするということである。
- ⇒承知した。事務局で整理して次回提案したい。
- 海を家のチェックリストの欄外記載について、注意書、イエローカード、違反点数が存在していてややこしい。欄外には、酒の持ち出しについては、1日のうちに3回注意するごとに注意書を発行するものと記載があるが、1回でも注意したらイエローカードを発行でもいいのではないか。浜では飲酒ができませんとなった当初は、海の家で買って飲めばいいという意見があったので、3回で1枚にしたが、今はもうルールが定着したため変更してもいいと思う。
  - 海の家は持ち出さないでと客に注意をしている。ただ、突発的に店外に出てしまうこともある。店が店外に持ち出していいですと言っていることはない。
  - 運用の仕方だと思う。少しずつ幅があってもいいかなと思う。コンセンサスが取れていけば1回でも注意したらイエローカードを発行にしてもいいかと思う。それを警

備側が理解できていればいいのではと思う。

⇒利用者の酒の持ち出し欄に、「従業員が外の客に酒を運んでいる」、「海の家が提供した酒類を外に持ち出そうとする者や既に出てしまっている者を注意喚起するためのポスター等による周知や声掛けなどの啓発行動を行っていない」と記載されており、単に客が酒を店外に持ち出した際にはイエローカードは発行しない記載になっている。

- それであれば、3回の記載は消去していいと思う。
- 明らかに水上オートバイ操縦者に提供していることがわかっただけでなく、イエローカードではなく加点の方で対応すればいいと思う。命にかかわることだから、そのくらい重大なこととして扱ってはどうか。イエローカードと同じ扱いになっていることに違和感がある。

・その他のルールに関して、次のとおり議論があった。

- テラス席について、今回のルール案では何も反映をされていない。2025年11月22日の検討会の配布資料には、テラス席についての記載があったが、今回のルールには反映されていない。県が所管だから市は対応できないことを示されたという印象であり、心外に思う。

⇒今回のルール案には反映していない。市としては今回の自治会からの要望を受けて次回の検討会に向けて検討していく。その他メンバーも意見があれば発言してほしい。

- まずはルールに載せてほしい。県が所管だから、市はできないのか。
- 県が許可権者であり、県が認めているものを市で認めないときは、それ相応の合理的な理由が必要である。近隣住民が反対しているだけでなく、逗子市が他市と比べて何が異なるのかについて理路整然とした説明が認められている権利を制限するときには必要となる。その議論が十分に尽くされていないというのが今の私たちの認識である。どこでも要望はあるが、他では認めているけど逗子市は認めない場合は、それ相応な議論を詰めないと解決できないと考えている。

- 鎌倉市はテラス席を認めていない。去年はこれからどうしてこの議論の途中で協議が終わってしまい、今回何も記載されていない。これは去年の努力が何も反映されていないと考えてしまう。

- IV海の家営業に関するルール 2海水浴場開設期間中の車の乗り入れルール(3)について、車の乗り入れは原則21時までで、土日祝は22時までが適切ではないか。また、車の乗り入れは荷物の積み下ろしだけという認識で間違いはないか。去年、ずっと駐車している車があった。

⇒営業時間が20時までの日は車の乗り入れは21時まででいいと考える。積み下ろしについては、荷物の積み下ろしに限ってのみということになる。記載がわかりにくい

ということもあるので、その辺りの記載は検討する。

- V 逗子海岸営業協同組合の事務局体制と業務 4 海岸出入通路の管理 (2) 海の家 建築・解体期間中について、土日祝日は海岸通路に警備員等を配置する記載があるが、場所は海岸中央だけでなく車を乗り入れする通路全てという認識でよろしいか。
- ⇒ルール上、どの通路と指定はしていない。ただ、警備員等を配置し車の乗り入れ等について組合が管理ということなので、必ず警備員でないといけないとか、鍵をしっかりと施錠するとか、管理の幅は多少はあるものとは考えている。
- 利用するのであれば夢庵のところの通路も誰かしらがいる、車止めも戻すということでもよろしいか。組合が管理ということか。
- ⇒組合と確認し、10 号通路は基本使用しないと伺っているが、仮に使用する場合は警備員等を立たせたり、車止めの鍵を必ず閉めたりするなど一般車両が入ってこないように管理を行うということの確認は取れている。
- 夢庵のところは鍵を閉めるということでもいいのか。
- ⇒実際に入入りしているときにだけ鍵を外すが、基本的に施錠をする。
- 徹底するために「施錠し車止めを戻す」と記載した方がいいのではないか。
- ⇒記載の仕方は考えたうえで提案しようと思う。
- 今年はタトゥーに甘い、今年は酒に甘いなど、年によってマナーアップ警備員の基準が異なる。毎年お客様に同じように注意できるようにしてほしい。
- ⇒そのように対応できるように、警備会社と連携していきたい。

## (2) その他

- ・事務局より、逗子海水浴場の運営に関する検討会スケジュール(案)について説明を行った。

## 3 その他

- ・事務局より、今後のスケジュールについて説明を行った。
- 今回検討・協議した内容を整理した上で、検討が終わっていない内容も含めて4月下旬頃を目途に第7回の検討会で検討・協議していただきたい。

以上